

議員提出議案第 4 号

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 21 日

提出者	10番	おりかさ 明実	11番	中江 秀夫
	12番	渡辺 キヨ子	31番	三小田 准一
	32番	中村 しんご		

葛飾区議会議長 舟坂 ちかお 殿

(提案理由)

低所得者層の特別区税を軽減する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例(昭和39年葛飾区条例第49号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前年の合計所得金額が60万円以下の者

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の葛飾区特別区税条例第36条第1項第3号の規定は、平成23年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成22年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。